

若狭地域森林計画変更計画書

(若狭森林計画区)

計画期間
自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

令和6年12月

福 井 県

若狭地域森林計画変更理由

変更する理由

森林法第5条第5項の規定に基づき若狭地域森林計画の一部を変更する。

変更項目

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

第6 計画量等

4 林道の開設および拡張に関する計画

目 次

II 計画事項	
第1 計画の対象とする森林の区域 1
第6 計画量等 2
4 林道の開設および拡張に関する計画 2

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

単位：ha

区 分	面 積		備 考	
	変更後	変更前		
総 数	79,953	79,912		
若狭森林計画区	敦 賀 市	15,147	15,140	
	美 浜 町	12,593	12,561	
	若 狭 町	11,294	11,292	
	小 浜 市	18,325	18,325	
	お お い 町	17,266	17,266	
	高 浜 町	5,329	5,329	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 本計画の対象森林は次の事項の対象となる。
- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林および保安施設地区の区域内の森林ならびに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
 - (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届け出
 - (3) 森林法第10条の8第1項の伐採および伐採後の造林の届出（保安林および保安施設地区の区域内の森林を除く。）
- 3 森林計画図の縦覧場所は、県森づくり課、嶺南振興局、計画区内該当市町役場とする。
- 4 調査時点：市町森林面積は令和6年3月31日現在による。
- 5 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入によるものである。

第6 計画面等

4 林道の開設および拡張に関する計画

単位 延長：m 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張		(舗装)	敦賀市	大 瀬 川 線	100	75	○	①	
					100	75		①	
敦賀市計		(舗装)		1路線	100		0箇所		
				1路線	100		1箇所		
拡張		(改良)	美浜町	栗柄～河内谷線	(1)	2,328	○	①	
					(10)	2,328		①	
拡張		(改良)	美浜町	— 門 前 線	— (1)	— 243		— ①	
拡張		(改良)	美浜町	— 横 谷 線	— (1)	— 1,448		— ①	
拡張		(改良)	美浜町	— 折 戸 線	— (1)	— 821		— ①	
美浜町計		(改良)		1路線	(1)		0箇所		
				4路線	(13)		1箇所		
嶺南振興局計		(改良)		30路線	(30)		16箇所		
				33路線	(42)		17箇所		
		(舗装)		17路線	31,020		6箇所		
				17路線	31,020		7箇所		
若狭地域		(改良)		30路線	(30)		16箇所		
				33路線	(42)		17箇所		
		(舗装)		17路線	31,020		6箇所		
				17路線	31,020		7箇所		

上段：変更前 下段：変更後

若狭地域森林計画書

計画期間

自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日
(令和6年12月変更)

発行・編集

令和7年3月
福井県 農林水産部 森づくり課
〒910-8580
福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776 (21) 1111 (代表)